平成27年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

平成27年3月9日 (月曜日)

議 事 日 程 (1)

平成27年3月9日 午前10時00分開会

| 日程第1 | 会期の決定 |
|------|-------|
| | |

- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 行政報告
- 第4 議案第10号 町立芦屋中央病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 第7 議案第13号 芦屋町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第14号 公益的法人等への芦屋町職員の派遣等に関する条例の制定について
- 第9 議案第15号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の 施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 第11 議案第17号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条 例の制定について
- 第12 議案第18号 芦屋町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第19号 芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第20号 芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第21号 芦屋町の保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第17 議案第23号 芦屋町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第24号 芦屋町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第26号 平成26年度芦屋町一般会計補正予算(第6号)

- 第21 議案第27号 平成26年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第22 議案第28号 平成26年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 第23 議案第29号 平成26年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
- 第24 議案第30号 平成26年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)
- 第25 議案第31号 平成26年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算(第2号)
- 第26 議案第32号 平成26年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第3号)
- 第27 議案第33号 平成26年度芦屋町病院事業会計補正予算(第3号)
- 第28 議案第34号 平成26年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第29 議案第35号 平成27年度芦屋町一般会計予算
- 第30 議案第36号 平成27年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計 予算
- 第31 議案第37号 平成27年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
- 第32 議案第38号 平成27年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
- 第33 議案第39号 平成27年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
- 第34 議案第40号 平成27年度芦屋町給食センター特別会計予算
- 第35 議案第41号 平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
- 第36 議案第42号 平成27年度芦屋町公共下水道事業会計予算
- 第37 議案第43号 町道の路線廃止について
- 第38 議案第44号 町道の路線認定について
- 第39 請願第1号 芦屋町議会内に調査特別委員会(百条委員会)設置を求める請願書について

追加日程第1 許可第1号 今井保利議員の議員辞職許可について

【 出 席 議 員 】 (13名)

- 1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
- 5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
- 9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
- 13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 中野 功明 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

| 町 長 | 波多野茂丸 | 副町長 | 鶴原洋一 | 教育長 | 中島幸男 |
|----------------|-------|----------|-------|---------|------|
| モーターボート競走事業管理者 | 仲山武義 | 会計管理者 | 武谷久美子 | 総務課長 | 小野義之 |
| 企画政策課長 | 中西新吾 | 財政課長 | 柴田敬三 | 都市整備課長 | 大石眞司 |
| 税務課長 | 縄田孝志 | 環境住宅課長 | 入江真二 | 住民課長 | 池上亮吉 |
| 福祉課長 | 吉永博幸 | 健康・こども課長 | 木本拓也 | 地域づくり課長 | 松尾徳昭 |
| 学校教育課長 | 岡本正美 | 生涯学習課長 | 本石美香 | 病院事務長 | 森田幸次 |
| 競艇事業局次長 | 大長光信行 | 管理課長 | 藤崎隆好 | 事業課長 | 濵村昭敏 |

【 傍 聴 者 数 】 5名

午前 10 時 00 分開会

〇議会事務局長 江嶋 勝美君

おはようございます。会議に入ります前に、皆様に御報告いたします。

このたび、福岡県町村議会議長会より、芦屋町議会が優良町村議会として表彰を受けました。 また、自治功労者として、横尾議長が、全国並びに福岡県町村議会議長会より議長として7年 以上在職に対する自治功労者表彰を、また、中西議員が全国町村議会議長会より議員として27 年以上、松上議員と川上議員が全国並びに福岡県町村議会議長会より議員として15年以上在職 に対する自治功労者表彰を受けられました。

なお、益田議員は、福岡県町村議会議長会より議員として23年以上在職に対する自治功労者 表彰の該当者でありましたが、辞退されましたことを申し添えます。

それではただいまから、この場にて、議長へは副議長から、副議長と中西議員、川上議員へは 議長から、それぞれに表彰状並びに芦屋町議会からの記念品を伝達していただきたいと思いま す。それでは、横尾議長、松上副議長、中西議員、川上議員は、演壇前へお進みください。

〇議会事務局長 江嶋 勝美君

それでは、受賞された皆様方に、今一度、盛大な拍手をお願いいたします。

(拍 手)

〇議会事務局長 江嶋 勝美君

お席のほうにお戻りください。

以上をもちまして、表彰状伝達式を終わります。

〇議長 横尾 武志君

それでは、会議に入ります。ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。

よって、ただいまから平成27年芦屋町議会第1回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程にしたがって、会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

〇議長 横尾 武志君

まず、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、3月9日から3月20日までの12日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

〇議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、2番、内海議員と11番、益田議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

日程第3. 行政報告について

〇議長 横尾 武志君

次に、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。町長。

〇町長 波多野茂丸君

皆さんおはようございます。

平成27年芦屋町議会第1回定例会の議案上程前に、平成26年芦屋町議会第4回定例会以降における、行政執行について、主なものを報告させていただきます。

1点目は、津波避難訓練です。

12月14日、福岡県の支援を受けて、白浜区の自主防災組織が主体となって津波避難訓練を行いました。この訓練までには、4回のワークショプを開き、白浜区の皆さんが地域の危険なところや、避難行動要支援者の方を再認識した津波避難計画に沿って取り組まれたものです。災害に対しては、いざというときの避難誘導など、より実効性のある体制づくりが求められます。このような訓練を継続することによって、地域で支え合う環境づくりが整っていくものと考えております。

2点目は、消防出初式についてです。

1月11日、遠賀郡4町合同の消防出初式を、芦屋町総合グラウンドで盛大に開催いたしました。本年は当番町として、坂尾団長以下消防団員の士気は高く、分列行進、小隊訓練など、統制ある団体行動や規律正しい団員の動作に頼もしく感じたところでございます。また、芦屋基地の消防班や女性防火防災クラブの皆さんに協力をいただき、好評のうちに終えることができました。今後とも、安全安心な町づくりへ向けて、より一層防災防火意識の高揚に努めなければなりません。

3点目は、成人式の開催についてです。

1月12日、成人の日に第62回芦屋町成人式をとり行い、「若い感性と自ら未来を開拓してい

こうとする強い意思と気持ちを持って、明るく希望の持てる未来を築いていく指導者としての一翼を担っていただきたい」と、祝辞を述べさせていただきました。当日の参加新成人123人の門出を議員各位、恩師、そして地域の方々が参列、お祝いし、新成人は力強い一歩を踏み出したものと存じます。

12月議会におきまして、町有地の貸し付けについて議決をいただきましたので、1月13日付けで、協議相手である芝浦グループホールディングス株式会社と事業基本協定書の締結を行いました。現在、測量などを行っており、今後、工事開始日が決まりましたら、土地賃貸借契約書の締結を行います。

5点目は、ふるさと財団の地域再生マネージャー事業についてです。

地元産品の町内循環の仕組みや活力ある芦屋町をつくるための産業振興方策について、専門の外部人材からアドバイスを受けるふるさと財団による「地域再生マネージャー事業」を、1月29日から31日までの3日間行いました。

福岡県では2例目となる取り組みで、芦屋町の農業、漁業、商業の関係者の方々から聞き取りを行った上で、豊富な資源を有効に活用していく方法や、町を売り出していくポイントについてアドバイスを受けたところです。今後も、ふるさと財団の支援を受け、取り組んでまいります。

6点目は、米ドル円為替レート連動利付債の利子収入についてです。

平成20年7月に3億円で購入した債券は、初年度は3%の利子がつき、その後は為替の変動により6%の利子に達した時点で元金が償還されるものです。利払い日は、1月と7月で、銀行の営業日である10日前の為替の基準レートが、103円5銭以上であれば利息を受け取ることができます。1月の利払い日につきましては、年末年始などの関係から、12月29日の為替レートが対象となり、120円49銭であったことから、利払いの上限利率、年利3%の450万円の利子を1月16日付けで収入しております。

7点目は、おんが創業支援協議会の発足についてです。

少子高齢化が進展し、人口減少が想定される中で、遠賀地域がこれまで以上に活気のある魅力的な地域であるためには、事業所をふやして、雇用を創出し、にぎわいのあるまちづくりを進めることが喫緊の課題となっています。この課題を解決するため、2月12日、岡垣町役場で遠賀郡4町と4商工会、日本政策金融公庫、遠賀信用金庫がおんが創業支援協議会を発足させ、官民一体となったワンストップの創業支援体制を整えました。これにより、創業希望者により多くの創業場所の選択肢を提供できるとともに、遠賀地域以外の創業希望者に対しても遠賀地域での創業のメリットを広くアピールすることができるものと考えております。

8点目は、青パトと福祉車両の贈呈についてです。

2月14日、日本財団から青パト2台を自治防犯組合へ、福祉車両を社会福祉協議会と障害者福祉サービス事業所みどり園へそれぞれ1台ずつ寄贈され、社会福祉大会で贈呈式がありました。現在、自治防犯組合の地域パトロールは、徒歩または区長さん等の自家用車を使用しての活動でした。青パトを導入したことで、活動範囲の拡充や青色回転灯を点灯することにより、犯罪の抑止力、安心安全なまちづくりをより推進しやすくなります。自治防犯組合のさらなる活躍を期待しております。

2月20日、26年度第3回目の協議会を開催し、夏井ヶ浜海岸の崩落箇所や柏原西海岸の侵食の状況、芦屋海岸の砂が堆積している状況、芦屋基地滑走路付近の侵食の状況について現地確認を行い、対策の進捗状況などについて意見交換を行いました。今後も、継続した協議、活動を進め、要望書の変更など取りまとめてまいります。

行政面積は、国土地理院が毎年公表していますが、今回からこれまでの地図による算出方法から、より高精度な電子国土基本図による、電子データを用いた計算方法に変更となりました。このことにより、3月の公表では、本町の行政面積が、11.49平方キロメートルから、11.60平方キロメートルに変更となりました。

11点目は、第4期芦屋町障害福祉計画及び第6期芦屋町高齢者福祉計画の策定についてです。 第4期障害福祉計画及び第6期高齢者福祉計画の素案は、2月25日にパブリックコメントの 受け付けを終え、今後、所要の手続を進めてまいります。議員各位には、この計画書を報告し、 障害者や高齢者の皆さんが、いつまでも住みなれた芦屋町で安心して暮らせる地域づくりを進め てまいりたいと考えております。

12点目は、子ども・子育て支援計画の策定についてです。

子ども・子育て支援計画の素案は、パブリックコメントを実施し、現在、その意見の検討を行っているところであります。 3月中には、計画としてまとめたいと考えており、計画ができましたら議員各位に、この計画書を報告し、子供の健全な育成と子育て支援の充実に努めてまいらなければなりません。

13点目は、第4次行政改革大綱の策定についてです。

第4次芦屋町行政改革大綱の素案について、パブリックコメントを実施した結果、11件の意見が提出されました。行政改革推進本部及び行政改革推進委員会で素案の一部を見直し、3月10日に大綱として決定する予定です。議員各位には、この大綱を報告し、「行政と住民で築く元気なあしや」の実現に向けて、取り組みを進めなければなりません。

14点目は、あしやの里浜づくり事業の松の植樹についてです。

あしやの里浜づくり事業は、飛砂被害の軽減のため、また、将来に誇れる松林をつくり育てるために、福岡県と芦屋町が芦屋海岸で取り組んでいるものです。この第1回目の松の植樹が、3月7日に行われ、自治区や芦屋基地、町議会、PTA、漁協、県職員、町職員、里浜づくり実行委員会委員を初めとする多くのボランティアの方々、約400人が参加いたしました。皆さんの活動に感謝を申し上げますとともに、今後も福岡県と一緒に、あしやの里浜づくりを進めていかなければなりません。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

〇議長 横尾 武志君

以上で行政報告は終わります。

〇議長 横尾 武志君

次に、日程第4、議案第10号から日程第39、請願第1号までの各議案については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたのち、請願の紹介議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

〇議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長 波多野茂丸君

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第10号の町立芦屋中央病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定につきましては、町立芦屋中央病院の地方独立行政法人への移行に伴い、関係条例を 整備するものでございます。

議案第11号の芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、町立芦屋中央病院の地方独立行政法人への移行に伴い、医療職職員に関する給料表及び手当を廃止するものでございます。また、人事院勧告による給与制度の総合的見直しに伴い、本町職員の給与月額、管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当の額の改定を行うため、条例等の一部を改正するものでございます。

議案第12号の芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成26年度の人事院勧告に伴い、退職手当の調整額の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第13号の芦屋町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町立芦屋中央病院の地方独立行政法人への移行に伴い、医療職職員に関する特殊勤務手当を廃止するとともに、支給該当がない浄化センター職員の業務手当を廃止するものでございます。

議案第14号の公益的法人等への芦屋町職員の派遣等に関する条例の制定につきましては、芦屋町職員を地方独立行政法人芦屋中央病院へ派遣させるため、条例を制定するものでございます。

議案第15号の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備等に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法 律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備するものでございます。

議案第16号の芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正、町立芦屋中央病院の地方独立行政法人への移行、芦屋町空家等対策協議会の設置に伴い、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第17号の教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定するものでございます。

議案第18号の芦屋町行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第19号の芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・ 子育て新制度実施に伴い、保育料の負担水準の軽減を図るため、条例の一部を改正するものでご ざいます。

議案第20号の芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成26年9月に制定した芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき、必要な見直しを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第21号の芦屋町の保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、平成27年4月より子ども・子育て支援法に基づき保育事業を実施するため、当該条例を廃止するものでございます。

議案第22号の芦屋町空家等対策協議会設置条例の制定につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項及び地方自治法第202条の8の規定に基づき、芦屋町空家等対策協議会を設置するため、条例を制定するものでございます。

議案第23号の芦屋町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、プレジャーボート等係留者の利便性向上や使用料の明確化を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第24号の芦屋町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高齢者の福祉の増進のために支給している敬老祝金について、支給要件を明確にするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第25号の芦屋町障害福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、障害福祉計画について、新たにPDCAサイクルを導入するよう国の基本指針が見直されたことから、委員会の所掌事務に計画の推進に係る項目の追加等を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に補正予算議案でございますが、議案第26号から議案第34号までの平成26年度各会計の補正予算につきましては、各会計とも年度内の所要見込額がほぼ確定いたしましたので、最終的に補正するものでございます。

一般会計におきましては、歳入歳出それぞれ3,900万円の減額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、国の補正予算による地域住民生活等緊急支援交付金を計上したほか、国有提供施設等所在市町村助成交付金や特定防衛施設周辺整備調整交付金、過疎債ソフト分を増額措置しております。また、事業費確定に伴います過疎債ハード分や臨時福祉給付金給付事業費補助金を減額措置しております。

歳出につきましては、減債基金や乳幼児子ども医療費助成事業基金への元金積立、国民健康保険会計の赤字補填のための繰出金を増額計上しております。また、国の地域住民生活等緊急支援交付金事業の地域消費喚起・生活支援型事業として、プレミアム商品券等の発行事業を予定しているほか、地方創生先行型事業として、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業や出産祝金事業、新婚・子育て世帯への民間賃貸住宅家賃補助事業を計上するとともに、年度末の所要額確定によります不要額を減額しております。なお、国の26年度補正予算に伴います地域住民生活等緊急支援交付金事業のほか、緑ヶ丘団地エレベーター設置工事や給食センター繰出金等について、繰越明許の措置をしております。

議案第35号から議案第42号までにつきましては、平成27年度当初予算でございますが、 予算編成にあたりましては、各会計とも行財政改革の精神を踏まえ経費の削減に努めるとともに、 より一層の財源確保に努め、計画的な事務事業の推進を図ることといたしております。

それでは、各会計の予算総額を100万円単位で御説明いたします。

一般会計が、78億8,900万円で8.5%の増。

国民健康保険特別会計が、20億8,700万円で12.9%の増。

後期高齢者医療特別会計が、2億1,100万円で3.8%の増。

国民宿舎特別会計が、1億800万円で1.6%の減。

給食センター特別会計が、6億3,600万円で3.2%の増。

モーターボート競走事業会計が、収益的収入では、794億1,900万円で12.3%の増、 支出では、791億9,800万円で12.0%の増、資本的支出では、5億700万円で5. 0%の減。

公共下水道事業会計が、収益的収入では、6億7,800万円で4.6%の増、支出では、7億4,300万円で8.3%の増。資本的収入では、1億6,000万円で69.1%の減、支出では、3億5,500万円で49.8%の減。

以上が予算規模の概要でございます。

次に、各会計の主な歳入、歳出について説明します。

まず、一般会計におきましては、26年度と比較しまして約8.5%増の78億8,900万円の予算規模となっております。歳入の主なものは、町税が前年度比4,000万円減の11億9,000万円、地方交付税が前年度比2,000万円増の19億7,000万円で措置したほか、地方消費税交付金の増額分の使途につきましては、昨年度に引き続き乳幼児医療費助成及び国保会計その他繰出金に充当する予定でございます。

また、国庫支出金として臨時福祉給付金給付事業や社会資本整備総合交付金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金などを措置したほか、退職手当債の一括繰り上げ償還のため、減債基金からの繰入金を予定しております。モーターボート競走事業会計からは、収益事業収入として4億円を計上しております。なお、町債につきましては、給食センター建設事業や町営住宅改善事業、柏原漁港環境整備事業などの事業費に対応するため、過疎債を初め臨時財政対策債など、約10億5,000万円の借入を予定しております。

歳入歳出の収支では、不足財源が前年度比で約2億3,000万円増の6億200万円となっております。

民生・衛生費関係では、児童手当や障害福祉サービス給付費を計上したほか、介護保険や後期 高齢者医療関係の負担金を措置しております。また、予定されている地方独立行政法人芦屋中央 病院への職員派遣に伴う人件費を計上しております。

農林水産・商工費関係では、狩尾池改修工事や柏原漁港周辺産業・観光整備工事のほか、砂像イベントに伴う実行委員会補助金や国民宿舎繰出金を措置しております。

土木費では、橋梁長寿命化事業を継続するとともに、浜口町歩道橋耐震化工事や粟屋・糠塚線 道路改良工事、緑ヶ丘団地5棟エレベーター設置工事、新後水団地新築工事実施設計委託などを 計上しています。また、海浜公園わんぱーくに大型遊具設置工事を予定しております。

消防費では、洪水・土砂災害ハザードマップ作成委託を計上しております。

教育費では、給食センター建設事業に伴う繰出金を計上したほか、特定防衛施設周辺整備調整 交付金事業として、芦屋中学校校舎防水工事を措置しております。また、県補助事業として、芦 屋中学校と総合体育館に太陽光発電設備設置工事を計上しております。

なお、引き続き芦屋型小中一貫教育・連携事業や学力向上のためのイブニングスタディ経費を 計上するとともに、各小・中学校に監視カメラを設置いたします。

公債費では、退職手当債の一括繰り上げ償還のための経費を措置しております。

地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計につきましては、4月1日からスタートする予 定の同病院の起債の借り入れや貸し付け、償還を行う会計で、歳入は公債費負担金と町債でござ います。歳出につきましては、貸付金と公債費でございます。

国民健康保険特別会計の主な歳入は、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金などでございます。歳出につきましては、保険給付費、後期高齢者支援金及び共同事業拠出金が主なものでございます。

後期高齢者医療特別会計の主な歳入は、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金などでございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものでございます。

国民宿舎特別会計の主な歳入は、指定管理者からの納入金及び一般会計からの繰入金などでございます。歳出につきましては、施設の当初建設に係る起債償還金が主なものでございます。

給食センター特別会計の主な歳入は、給食費収入及び一般会計からの繰入金などでございます。 歳出につきましては、給食センター建設事業費、給食事業費及び給食賄材料費が主なものでございます。

モーターボート競走事業会計につきましては、収益的収入の主なものは、営業収益で、開催収入と場外発売受託事業収入などでございます。収益的支出の主なものは、営業費用で、開催費や場外発売受託事業費などを計上しております。資本的支出の主なものは、企業債償還金などを計上しております。

公共下水道事業会計の収益的収入につきましては、下水道使用料、一般会計補助金及び長期前 受金戻入などでございます。収益的支出では、管渠・ポンプ場・浄化センターの維持管理費、減 価償却費、企業債支払利息、人件費などを計上しております。資本的収入では、国庫補助金、一般会計補助金、企業債を計上し、資本的支出では、浄化センターの機械・電気設備建設工事委託、浄化センター実施設計委託、企業債償還金及び人件費などを計上しております。

以上が当初予算関係でございます。

次にその他議案でございますが、議案第43号の町道の路線廃止につきましては、福岡県との 道路移管協定に伴い、平成26年度に移管する町道について、路線廃止するものです。

議案第44号の町道の路線認定につきましては、町道幸町・海岸線の一部が移管対象路線であるため、路線を廃止し、これに伴う路線短縮をした上で、再認定をするものでございます。

以上、簡単でありますが提案理由の御説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議をくださいますよう、お願い申し上げます。

〇議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、4番、妹川議員に請願第1号の趣旨説明を求めます。妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

定例会の資料の43ページにありますので、42ページが請願者の氏名、12名の方からの請願書を私、妹川が紹介議員としてなっておりますので、これを読み上げて提案といたしたいと思います。

芦屋町議会内に調査特別委員会(百条委員会)設置を求める請願書。

高齢化社会が急速に進行する中、特別養護老人ホームの設置は町民の願いでした。平成22年度に50床という枠が示されていながら、町は特定の事業者に便宜を図るために、県と町が示す留意事項を町みずから違反し、なおかつ特定事業者に対し、公正、公平、中立性に欠けた指導を行っていたことが判明しています。

- 1. 地番の公開に関係する件。(株式会社最上)
- (イ) 22年度の設置予定地の地番開示請求に関して、NPO法人ニューオンブズマンが町の 建設予定地の地番非開示に対して、提訴した福岡地裁及び福岡高裁は町の敗訴判決であった。町 は判決に従って開示したかがみ文は公文書虚偽記載の疑いが濃厚であることが判明。
 - ①かがみ文に記載された内容の問題点。

設置主体の法人名、法人所在地、施設名は事実と異なっている。設置予定地の地番の敷地では、 特養50床は建設できない。なぜ、町はこのようにずさんな記載をしたのか問うべきです。

②留意事項には住民説明会の議事録が必要とある。田屋地区では住民説明会は開催されていないにもかかわらず、町は、株式会社最上から住民説明会の議事録が提出されていると議会で答弁

し、また、裁判所に準備書面として提出している。その議事録は虚偽の文書であるにもかかわらず、町は県に提出していたこと。

(ロ) 24年度、25年度についても田屋区の同意がないにもかかわらず、町は一時預かりから受理。そして、不受理とするなど、不可解な取り扱いを行っている。

以上のように、株式会社最上に対する町の肩入れは異常なものであり、まさしく官製談合が行われていたと疑われるのです。なぜ、町はそれまでにして、株式会社最上のために公文書の虚偽記載、また捏造発言までして肩入れするのか問うべきです。

- 2. 社会福祉法人孝徳会に関する件。
- (イ) 25年度孝徳会は建設予定地前後の反対地主の3人に対して、同意書の必要性から建設敷地内の3カ所を分筆し、孝徳会はその3カ所の土地を隣接地権者として、同意書、成り済まし同意書を作成し、町に提出。町はそのことを知りながら、これを受理した。町は議会答弁で県に問い合わせたところ、「分筆は問題ない。」と責任逃れと居直り発言を行っている。
- (ロ)もう一人の地主は同意書を提出したか否かの確認のため、情報公開条例に従って開示請求したが、孝徳会がパソコンで入力した地主の土地の地番が違っていることを発見。その点についての町の答弁は、「単なるミスであった。事業者に指摘した。書きかえの指導はしていない。」と回答するのみで孝徳会への異常なる肩入れと福祉課の職務怠慢ぶりが露呈した。

以上のように孝徳会に便宜を図らんとあらゆる方法で肩入れをしている一方、隣接地権者の人権と尊厳を踏みにじった行為を問わなければなりません。 芦屋町議会は昨年9月の議会で百条委員会設置を求める請願書を否決しました。 しかし、福岡地裁、高裁と町は全面敗訴の判決が下されており、状況は大きく変わっています。 再度議会は調査特別委員会を設置し、疑惑の解明徹底に取り組むべきです。 したがって、私たちは次のとおり請願します。

記。

特別養護老人ホーム設置に関する決定過程について調査するため、芦屋町議会内に調査特別委員会(百条委員会)の設置を求めます。

以上です。御審議の方よろしくお願いいたします。

〇議長 横尾 武志君

以上で妹川議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第10号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第11号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第6、議案第12号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第12号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第7、議案第13号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第13号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第8、議案第14号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第14号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第9、議案第15号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第15号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第10、議案第16号についての質疑を許します。川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

先ほどの15号についてもですね、16号についても地方教育行政の組織及び運営に関する法律ですが、一応、16号についてですね、お伺いいたします。

この法律によって教育長が教育委員長を兼務するという、そういったふうな内容になっておると思いますが、新旧対照表を見ますと教育委員長がですね、これによって外されるわけですが、新たにですね、教育長が副町長の下の特別職になるということですが、これについて教育長の給与月額が58万1,000円となっております。これは改正前とですね、改正後ではですね、どうなるのか。現行と比べて減るのかふえるのか。そういったところが変化があるのなら、それについて教えてください。

〇議長 横尾 武志君

総務課長。

〇総務課長 小野 義之君

ここに定めております教育長の給与につきましては、基本的に現行と変わりないというように 認識しています。

〇議長 横尾 武志君

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第16号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第11、議案第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第17号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第12、議案第18号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第18号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第13、議案第19号についての質疑を許します。刀根議員。

〇議員 3番 刀根 正幸君

議案第19号、芦屋町保育料の徴収条例の一部を改正する条例の制定についてといったところで、これは前回私、保育料のところの分で、芦屋町と近隣の状態の内容については御説明いたしました。今回この改正がいわゆる階層区分というのが、11区分あったのが14区分にふえております。この14区分になったことによって、どのような形で効果として出てくるのか。その点について、まず1点御説明願います。

〇議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

〇健康・こども課長 木本 拓也君

新たな保育料の階層区分について御質問でございますが、大きく今回変わっているのは3点ございまして、まず今議員がおっしゃいました階層を現行の11階層から14階層へ。今回階層の増につきましては、特に措置児童が多い階層、中間所得層になりますが、現行でいうところの6階層、7階層、9階層。こちらの措置児童さん、多うございましたので、ここの部分及び階層格差が大きい部分。一階層ずれると1万2,000円、1万5,000円変わる階層もございますので、そのところについて新たに階層を設置したというとこでございます。これに伴いまして2

6年度の措置児童数の比較になりますが、現行の国の定める基準の90%程度で実施調整させていただいておりますけども、条例が改正することにより、おおむね5%程度徴収総額が引き下げになるというふうに試算しております。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

刀根議員。

〇議員 3番 刀根 正幸君

今、いわゆるその階層として多いところの部分をですね、詳細に分けてその分を細分化したといった説明でございましたけども、今度は逆にですね、それ以上のところの部分で、何といいますか、例えば14階層といったところから、12から14ぐらいのところで、いわゆる該当者が大体どのくらいおらっしゃるのか。もしくは、収入金額としてどの程度の方がその階層に当たるのかということで、極端な話、まあ子ども2人、いわゆる両親が共働きといった状態の中で、概算で結構でございますので、わかりましたら御説明お願いします。

〇議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

〇健康・こども課長 木本 拓也君

今回、階層をふやしているところにつきましては、おおむね標準世帯ですね。夫婦共働き、奥さんもおられれば、パート収入ということで想定しております。そういった子どもさんが2人いらっしゃるというところで試算しておりますけども、大体階層的には年収ベースで640万円。ただし、新13階層、14階層につきましては、年収ベースでいくと1,100万円を越えるというところを想定しております。以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第19号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第14、議案第20号についての質疑を許します。辻本議員。

〇議員 7番 辻本 一夫君

議案第20号についてちょっとお尋ねします。従来この改正の内容を見ていますと、従来の指導員制度から支援員制度に改めるということと、もう一つは指導員の報酬から支援員の賃金という二つの大きな改正点だと思います。私がわかっている範囲で申し上げますと、指導員さんというのは非常勤特別職。これが今度は臨時職員に変更になるということですが、この場合、実質的

な勤務内容といいますか、これが少し変わってくるのかということと、責任の度合いがどのよう になるのかということをお尋ねします。

〇議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

〇健康・こども課長 木本 拓也君

それでは、現行の学童クラブの指導員の勤務実態についてまず御説明させていただきます。現状の学童クラブの指導員につきましては、1日5時間勤務していただいております。ただし、1日5時間で有給休暇はございません。一方、学童クラブの開催時間につきましては、平日は放課後から午後6時まで。土曜日と学校休業日につきましては、午前7時30分から18時までということでやっておりますけども、指導員の勤務時間については全て5時間というふうになっております。ただし、実際のところといたしましては、学童クラブでのイベントの開催だとか、保護者会との連絡調整等々でオーバータイムをするという事態もございますけども、これにつきましては、ほかの勤務日との勤務時間調整を行うことでこれまでやってきておりましたが、実際は学童クラブに指導補助員がおられます。指導補助員につきましては町の臨時職員という位置づけで、有給休暇等も付与されております。この辺につきまして、健康・こども課としては問題提起をしながら、指導員の方につきましての勤務条件を向上させていくということで、今回御提案しているということでございます。以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第20号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第15、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第21号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第16、議案第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第22号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第17、議案第23号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第23号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第18、議案第24号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第24号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第19、議案第25号についての質疑を許します。

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第25号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第20、議案第26号についての質疑を許します。妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。何点かあります。

55ページの公園費委託料のところのですね、遠賀川魚道公園草刈清掃業務委託ということで、 減額されておりますが、いくら今日まで一年間にですね、払ってきたのか。それともう一つは遠 賀川魚道公園というのは、これは国土交通省一級河川ですので、当然遠賀川の魚道については、 町費は出ていないと私は認識していますが、この公園はあくまでも国土交通省の管轄であるんだ ろうと、そうあるべきだと思うんですが、それをなぜ芦屋町が草刈をしなければならないのか。 その辺の根拠をお願いします。

それから、その下の城山公園園路補修工事、これ予算が組まれて、これ、補正予算ですが、今 私も現地に行ってみました。あのところをですね、歩いていたら、何か公園の散策道路、それに、 フェンスを工事してありますよ。ということで歩いてみたんですが、これについては地域の方々 に、ないしは城山ですから、町民の方々に、こういう工事をしますよというようなお知らせ等を 広報あしや等でなさったかどうか。それと、いくらこれかかったのかですね。

それから、65ページです。65ページの文化財保護費。委託料として設計委託料、山鹿貝塚サイン設置工事設計委託とありますが、これは具体的にどのようなことをされようとしているのか。

戻って51ページ。51ページの商工費。あしや花火大会実行委員会補助金114万5,00 0円。これは補助金額の正確な金額を教えていただきたいということと、この114万5,00 0円、これは残額があったので基金に繰り戻したというか、そういう意味なのかどうか。

それから、もう一つです。 26ページ、財産収入のところ。 26ページのほうですね。物品売 払収入。そういうこれは、ポロシャツを販売収入を町が予算を組んでそれを販売する収入として 99万1,000円収入があるであろうと。ところが、それが売却できなくて、結局42万8,000円しか売れなかったという——反対ですね。56万3,000円が売却できたと。42万3,000円が少なかったということだろうと思いますが、ポロシャツ販売は多分残品として残っているでしょうから、それはまた来年度またそれを販売するんだということで解釈してよろしいでしょうか。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

〇環境住宅課長 入江 真二君

それでは56ページ、委託料の遠賀川魚道公園草刈清掃業務委託の26万4,000円の減額の説明をいたします。遠賀川魚道公園は議員さんも今おっしゃったように、平成25年の6月に国が整備してオープンしております。この魚道公園の整備に当たっては、町と地域住民の方のワークショップによっていろいろな設計等々行って完成したわけでございますが、その後の維持管理については、ワークショップの中でも皆さんに愛着を持っていただけるように、地域住民の方でできるようにというような話もございましたが、実際には国と町が委託管理契約を結びまして、現在、芦屋町が魚道公園の草刈清掃業務を委託して、それに関する予算を毎年40万程度、予算計上しております。これは草刈りを年2回計画しておりますけども、通常国土交通省のほうものり面の草刈り等を年に導流堤の確認ということでやっておりますので、そこの草刈りの時期を調整した結果、調整回数を減らして減額しておりますので、実際に今年度この魚道の清掃委託をしたのは、はっきりした数字ではないですが、約20万円程度支出しております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

〇生涯学習課長 本石 美香君

それでは65ページ、文化財保護費、委託料、設計委託料、山鹿貝塚サイン設置工事設計委託の工事の内容ということで御説明いたします。この内容につきましては、現在山鹿貝塚の麓に、内容の説明サインを設置しておりますが、この内容がやはりまだ少ないということで、詳細な内容を掲示するための現地サインを設けると同時に、定点サイン及び遺跡の近くにも、そのような説明サインをつくりますので、そちらまでの誘導サイン、こういったものを設置する予定です。なお、この設計委託につきましては、当初業者委託を行う予定でございましたが、職員、内部のほうで実施するということで、今回委託料の削減を行うものです。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

〇地域づくり課長 松尾 徳昭君

51ページ、負担金、あしや花火大会実行委員会補助金という形で、減額の114万5,00 0円という形で上げています。これにつきましては、ふるさと寄付金、当初予算で200万計上 しておりました。実質、そのふるさと寄付金で花火大会に寄付をされるという方が金額として減 りましたので、マイナスの114万5,000円減額としているという形になります。花火大会 を実際に行う実行委員会の補助金を出しているのが1,500万ほど出しているという形になり ます。

続きまして55ページになります。工事費の残という形の中で、城山公園園路補修工事という形で、工事費としては約200万程度の工事を行っております。広報等は行ったのかという形で、広報等は行ってはおりません。通常の工事、城山の工事ですので前回妹川議員さんの御指摘もあったところを見た中で、道路の悪い部分を補修したという形になります。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

企画政策課長。

〇企画政策課長 中西 新吾君

26ページでございます。物品売払収入99万1,000円となっておりますが、この中には 町住部品売払収入等がございまして、ポロシャツの販売収入であれば95万ということを見込ん でおりました。実際単価が2,000円を越えると見込んでいたところ、実際作成する段で競争 ということで単価が安くなっております。430枚で単価900円で販売いたしまして、38万 7,000円の収入と。この95万と38万7,000円の差額を補正で落とすということです。 それと、残ということですが、完売ということで残はありません。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

55ページの城山公園ですね、やはり金額が小さいというか、であってもやはり区長会とかですね、城山公園というのは町民の財産でありますし、県民の財産でもありますので、そういうのは極力ですね、やはり事前にお知らせしていただけたらなと思います。

それから、山鹿貝塚の件ですが、今委託するということですが、やはり田屋地区のですね区長 さんや、方々にこういう形でそういう説明板なり、また柵なりされるかどうかわかりませんが、 そういうことについてはやっぱりそういうことをするということを事前に説明されながら、地域 住民の声をですね、こういうことをしたらいいんやないのとかですね、そういう要望、意見、ア ドバイスなんかも聞き入れていただけたらいいかなと思っております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。小田議員。

〇議員 8番 小田 武人君

まず23ページ、国庫支出金の国庫補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金についてですが、 補正で5,115万1,000円計上されておりますが、これの原因といいますか、要因はなん なのかということ、まず1点ですね。

それから34ページ、財産管理費の中で、15節の工事請負費。マイナス、減額の1,071万円、江川台中央公園付近法面崩落防止工事ということで、減額補正されておりますが、これの原因、設計変更なり何なりがあったのかどうなのかお尋ねいたします。

〇議長 横尾 武志君

企画政策課長。

〇企画政策課長 中西 新吾君

23ページの特定防衛施設周辺整備調整交付金でございますが、これにつきましては2次交付の交付決定がございまして、乳幼児子ども医療助成基金に積み立てをしておるところです。また、理由といたしましては町長を初め、議員の皆様の活動のおかげで増額の流れになっているものと思っております。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

財政課長。

〇財政課長 柴田 敬三君

江川台中央公園付近の法面崩落マイナスの1,000万ということなんですが、これにつきましては当初起債事業でやるということで、若干設計変更もありましたので、金額的には2,000万を切るような金額で入札を終えています。ただし、がんばる地方の交付金がありまして、これを600万充当したこと、それと入札残が出たということで、あわせて1,000万の減額になったということでございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第26号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第21、議案第27号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第27号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第22、議案第28号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第28号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第23、議案第29号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第29号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第24、議案第30号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第30号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第25、議案第31号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第31号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第26、議案第32号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第32号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第27、議案第33号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第33号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第28、議案第34号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第34号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第29、議案第35号についての質疑を許します。内海議員。

〇議員 2番 内海 猛年君

35号の質問をいたします。ページ数が49ページをお願いします。工事請負費の中で防犯カメラ設置工事411万1,000円が上がっております。防犯カメラを設置する台数と、それから主に設置する箇所を教えていただきたいと思います。

〇議長 横尾 武志君

総務課長。

〇総務課長 小野 義之君

防犯カメラの設置工事ということで411万円上げておりますが、これ町内の主要道路で、大体4カ所、山鹿側2カ所、芦屋側に2カ所ということで、現在考えております。場所については大体山鹿側は総合体育館、4差路がございますが、あの辺が主と、あの幹線道路ですね。芦屋側につきましては、正門通りの交差点を主体に考えておりますけども、あの幹線道路で4カ所を一応予定しております。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

内海議員。

〇議員 2番 内海 猛年君

この前警察等の協議の中で、警察のほうも防犯カメラの設置を各市町村、自治体にお願いしていきたいという、ちょっと要望が出ておりました。それで今現在、いろいろな児童、子供たちが対象になるような災害が発生しております。それで4台ということなんですが、今後増設する予定といいますか。今、主要道路ということがありますけども、その辺は人通りが少ないところでも、そういうふうな事件・事故が起こるような箇所というのがある程度想定できると思っていますけども、増設する計画があるのかどうかお尋ねいたします。

〇議長 横尾 武志君

総務課長。

〇総務課長 小野 義之君

何分ですね、防犯カメラの設置については町単費でですね、やらないといけないということが ございまして、一応必要最小限、今回新たに取り組むのですが、逆にどういう目的でするかによ ってまた変わってくるんですけども、通学路ということになれば、学校周辺とかですね。そうい うことにもなろうかと思っておりますけども、今回学校のほうは、学校の校舎内で小中学校カメ ラをつけますけども、通学路になりますとまた広範にわたりますので、その辺は今後もですね、 そういったことについてもちょっと考えてはいけないと思っておりますけども、今回この400 万の範囲内というのが、車両の大体チェックというんですかね、そういったところもちょっとご ざいまして、主要道路を4カ所ということでさせていただいております。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

6点、質問したいと思います。 78ページの老人福祉施設費、山鹿荘ブロック塀改修工事、16万8,000円と計上されております。あそこ、私も時々利用しておりますので、非常に皆さん、利用者の方もですね、このブロック塀のことについて関心があられると思いますので、どういうふうになされようとしているのか。また、地域、その利用者の方々に説明を今後していかれるのかどうか。

それから、2番目、99ページ、林業振興費、委託料、松くい虫防除委託811万1,000 円と計上されていますが、毎年のようにですね、かなりの松が枯れてきているわけで、この場合 の本数、これは防除委託であり、書いてありますね。伐倒の件でもありますが、大体何本くらい を予算——何本伐倒するためにいくらぐらい、金額は言えないとしても、何本ぐらいなのか。 予定されているのか。これは林業振興費だけですから、あとは学校とか公園とかそういうところ も含めていれば、その金額と本数をお願いしたいと思います。

それに、104ページにいきます。104ページのあしや砂像展実行委員会補助金ですが、新聞でも今年度26年度、4万人の目標が3万5,000とか6,000とか書いてありまして、来年度もする予定だというようなニュースがありましたけど、今こうやって予算計上されております。26年度のあしや砂像展の経済効果とか費用対効果そういうのも分析・評価等された上で、しかも町民の声を聞いた上での開催なのか。どのような町民の声を聞かれたのか。その辺をお聞きしたいと思います。

4点目が110ページです。土木費。説明のところの新病院建設に伴う外周道路工事。いよいよ新病院建設に向けてスタートされておりますが、この外周道路工事はどのような工事を考えておられるのか。

5点目、114ページ、節12役務費ですか。手数料として16万2,000円。夏井ヶ浜はまゆう公園「恋人の聖地」参画手数料。これはどういうことで、あの掲示板を見れば私も大体わかるわけですけども、こういうものを出すことによってどういう効果があるのかどうか。それと

ちょっと絡めてですね、説明していただければと思うんですが、あそこ広々とした敷地があって、 あそこには私はハマユウの花を植えられるのかなと思っていたんですけど、そのままのような状態ですよね。それであそこが公園化しているわけで、あそこ利用者、業者が入ってきてその利用 手数料をもらうための広場にしてあるのかなと思ったりもしております。もし、そうであるならば、その利用者がどれほどあって、収入があったのかどうかお聞きしたいと思います。

6点目、115ページ。次のページですね。真ん中ぐらい、説明ですね。夏井ヶ浜はまゆう公園草刈業務委託、これ年に何回するのかと。よく地域の方から苦情が出ます。草ぼうぼうのときがあります。特に梅雨時期でしょうね。また、先ほど言いました広場は何をするために広々と広く使ったのかですね。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

まず、78ページの工事請負費、山鹿荘ブロック塀改修工事の説明をさせていただきます。当該箇所につきましては、山鹿荘の北側にございますブロック塀で、クラックが見られておりますので当該部分を取り除くものでございます。それから、工事に際しては利用者にお知らせする予定としております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

〇地域づくり課長 松尾 徳昭君

まず、委託料の99ページについてお答えいたします。この松くい虫の業務委託という形の中で、地上防除、航空、あと伐倒。伐倒につきましては基本的には防除が終わった後、例年12月補正とかで本数を上げております。これにつきましても科目保存という形の中で、1,000円程度しか上げていない状況で、本数につきましては27年度の状況は枯れる状況がわからないことには、計上できないという形で、科目保存の形でさせていただいているのが現状になります。ほかのところにつきましても、そこで把握した状況を12月に上げていくという状況で27年の当初には上がっていないという状況になるかと思います。

次に、あしや砂像展1,450万円という形の中で、これにつきましては、町民の声等を聞いたのか。飲食店とかについては一部聞いたりとか、実行委員会をつくっておりますので、そこでの意見を聞いて状況を把握して、目標値として当初予算ベースで言えば超えたんですけど、内部の目標としては、4万人という形の中で新聞では出ておりましたけれど、12月から非常に寒く

なったというところで、そこら辺で来場者がちょっと減ったというところでは、開催時期については検討しないといけないなというふうには思っております。

次に、はまゆう公園、114ページ。恋人の聖地の手数料という形の中で、これについては、 恋人の聖地のという形の中で全国的なところの組織がありますので、そこの登録料という形の中 でお支払いした中で、ホームページ等通じて周知を図っていただくような形で行っているのが現 状になります。

続きまして、はまゆう公園使用料の事務の手数料は、使う場合の手数料、条例上には上げておりますので、使えるような形にはしております。奥側の広場について使うと、手前側の入ってきて手前側については、言われましたとおり、ハマユウを一応植えてはいるんですけれど、なかなか自生していないというのが現状であります。収入につきましては昨年度については、そういう形でイベント等に使われたところは現在のところはないという形になります。

あと、夏井ヶ浜はまゆう公園の周辺の清掃・草刈りという形につきましては、年4回という形の中で行っております。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

都市整備課長。

〇都市整備課長 大石 眞司君

新病院建設に伴う外周道路工事でございますが、新病院建設予定地のですね、警察協議を以前から行っておりまして、警察協議・県警本部との協議等含めまして、交差点の設置の内容とかですね、そういった形のものがある程度整いましたので、27年度につきましては、総合体育館の裏側の進入道路ですね、取りかかるように予定しております。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

78ページの山鹿荘ブロック塀は、ちょっと聞きづらかったんですが、利用者の方々の要望は、あそこ駐車場が非常に少なくてトラブルも、1件、2件発生しております。利用者同士のですね。車、駐車関係でですね。そういうことであそこのブロックを取りはずして、駐車場をちょっと広げたらいいんではないかという要望等は、福祉課なり社協のほうに話があっていると思っているのですが、そういうブロックを取り外して、駐車場にするためということではなかったのかどうか。それが1点ですね。

そして、今、砂像展実行委員会の補助金の中で、住民の方、飲食店の方とか、実行委員の方々

での協議の中ででしょうけれど、今、私の質問の中で、経済効果、費用対効果についてはどうな のかということについて、ちょっとお答えがなかったような気がしますので、その点をお願いし ます。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

当該用地につきましては、駐車場として利用していただくためには非常に狭くて、危険でございますので、そういう考えでブロックを取り除くということではございません。ブロックを取り除くのは先ほど申しましたように、クラックが入っておりまして危険ですので当該部分を取り除くということでございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

〇地域づくり課長 松尾 徳昭君

あしや砂像展に対しての費用対効果という形の中で、55日間の中で町のほうに来ていただいて再来場していただいた方もいらっしゃいますし、それに伴って周りの観光地であったりとか、釜の里に行ったりとか、「食事の場所はどこがありますか。」という形の中で、来場者の方に言われて、そこに行かれているという形の中では、全体的な経済効果としては上がっているんではないかと。マリンテラスの宿泊に関しましても、「11月、12月については、例年よりも少し上がっていますよ。」という状況は聞いておりますので、効果的なところはあったんじゃないかというふうに思っています。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

益田議員。

〇議員 11番 益田美恵子君

113ページ、8款土木費、3目の公園費でございまして、次のページに委託料がございます。 13節の委託料。その次の115ページの中に設計委託料ということで、中央公園整備実施設計 委託というのがございますが、これ以前、私一般質問させていただいて、健康遊具等の設置を求 めたことがございましたが、諸事情の関係で先送りになって、今回上げられたものなのかお尋ね いたします。

〇議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

〇環境住宅課長 入江 真二君

設計委託料の中央公園整備実施設計委託でございます。これは平成24年にワークショップの 方の意見によって基本設計ができておりまして、この中には健康遊具を設置する健康ゾーンをつ くる予定でございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

益田議員。

〇議員 11番 益田美恵子君

すみません。都市計画費で上がっていたものですから、質問いたしましたが、私たちの委員会 でございましたので、失礼をいたしました。

〇議長 横尾 武志君

小田議員。

〇議員 8番 小田 武人君

5 4ページ。総務管理費の中でございますけども、委託料でデマンド値監視業務委託。これの 内容についてお尋ねいたします。

それから、一番下の15節の工事請負費、江川台中央公園付近法面崩落防止工事(その2)となっておりますが、これの内容について。

それから、56ページ、同じく総務管理費の13の委託料、業務委託料の中で、大君ごみ処理 場跡地調査委託となっていますが、どういうものを調査されるのかお尋ねいたします。

以上の3点お尋ねいたします。

〇議長 横尾 武志君

財政課長。

〇財政課長 柴田 敬三君

まず、デマンド値の監視業務委託です。これにつきましては年間約9万円ほどのデマンドの監視委託料がかかってきます。これの効果なんですが、当初3年前ぐらいですけど、要はデマンドというのは電気代の一番その日の上がった数値が高かったら、それが1年間その団体のデマンド。これが高かったら、要するにずっと高いお金をそのあと下がってもずっと取られると。このデマンドをつけることで、当初340キロワット芦屋町役場、ここに庁舎ができたときに設定していました。それを次のこのデマンドつけた段階で280キロワット、これ単純計算で恐らく100万以上の効果があっているものと思います。現在、230キロワットでコントロールできる状況になっていますので、近々その方向に向けてまた電気代の調整ができたらいいということで、デマンドについては大変効果があっているものというふうに認識しております。

それから、江川台中央公園付近の法面崩落防止。今年度ですね、26年度は雇用促進住宅の前ののり面をやりましたが、27年度については、水資源の配水地がありますが、あの下のちょうど中央公園ののりに当たるところなんですけど、工事前については前年度と全く一緒でですね、要は浮き上がったモルタルをですね、くい打ちして、ウォッシャーで押さえて、それに繊維モルタルをして固めるという工事でございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

企画政策課長。

〇企画政策課長 中西 新吾君

56ページの大君ごみ処理場の分でございますが、これはソーラー設置後の保有水の調査費ということで計上しております。以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。辻本議員。

〇議員 7番 辻本 一夫君

133ページ、10款の11節ですが、需用費とあります。これ、ちょっと見てましたら、昨年度と比べて結構アップされておるなと思いますが、具体的に説明欄を見てますと、少し数値が合わないでどうなのかなと思っています。それは消耗品費のところです。学校教育係で774万7,000円ありますが、その消耗品全体で1,200万になっています。この差額はどんなものがあるのかなというのが、第1点。

もう1点は155ページ。10款の13節だろうと思いますが、154ページの2目の保健体育施設費の前年度比7,300万ほどになっています。この中身が委託料に反映されていると思いますが、具体的にどんなものが新しくなっているのかお答えください。

〇議長 横尾 武志君

学校教育課長。

〇学校教育課長 岡本 正美君

まずですね、133ページの需用費の関係になりますが、この分につきましては、消耗品費とですね、食糧費、印刷製本費の合計が約1,300万になると。そこの中の内訳につきましては、事務の処理の関係で、学校教育のほうがですね、計上するというふうにしてましたので、ほかにもいろいろあるんですけど、これ4校のですね、小学校の3校と学校教育の事務局費の小学校分が全部合計して上がってくるというものになります。それぞれ小さいものになりますので、省略させていただきますが、内容的にはこの消耗品で主なものというのが、教科書変更に伴う教師用の指導書、これが約750万ほどあるということでございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

〇生涯学習課長 本石 美香君

154ページ、10款5項2目の保健体育施設費の本年度と昨年度の比較金額が、7,362万1,000円あるということで、この大きな差額の内訳ということです。第一に一番大きいのは156ページにあります15節工事請負費、こちらが昨年度は440万6,000円の金額規模でした。内容といたしましては、昨年度は小体育館のトイレの改修工事。そして、芦屋町中学校のナイターの高圧電気の設備工事ということで、この二つの工事内容だったものが、今年度はこちらにあります、武道館トイレを改修する工事。祇園崎運動公園のトイレ工事。そして総合運動公園の法面保護工事。総合体育館太陽光発電設備の設置工事。この四つの工事費に変わりましたので、こちらが大きく、8,000万円ほどふえているような状況です。

一方で先ほど御指摘のありました委託料につきましても、昨年度は総合体育館の、こちらはですね実は、全体で600万ほど委託料は下がっております。この大きな内訳といたしましては、昨年度は総合運動公園内の造成地の測量委託や太陽光発電設備の実施設計。そしてのり面保護工事の実施設計。こういった大きな設計案目がありましたので、こちらが今年度ありませんから、委託料が全体でマイナス670万程度になっております。その結果全体が7,300万程度、今回上がっているような状況です。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

辻本議員。

〇議員 7番 辻本 一夫君

133ページの件わかりましたが、これは、記載の仕方ですね。工夫していただきたいと思います。というのは、消耗品費で1,220万ですから、トータルで774万7,000円と5万円、あわせた分はトータルになる。表示の仕方はそうではないかなと思います。少しここは考えていったほうがいいかなと思います。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第35号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第30、議案第36号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第31、議案第37号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第37号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第32、議案第38号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第38号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第33、議案第39号についての質疑を許します。刀根議員。

〇議員 3番 刀根 正幸君

議案第39号についてお尋ねいたします。従前ですね、これは聞いているところは、一応、一つの契約金額で、それだけの採算が取れないから減額してほしいといったところの要望があったことは、知っているんですけども、今回その3,672万といった形でですね、これが国民宿舎会計の1ページに指定管理者納入金といったころの項目でございますが、この内容についてお尋ねいたします。

〇議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

〇地域づくり課長 松尾 徳昭君

今、刀根議員もおっしゃいましたとおり、当初から経営が非常に悪いという状況の中で、減額をという話はきておりました。最終年度であります27年度につきまして、23年から25年の3年間、約6,700万円の向こうにつきまして赤字を計上していると。26年度についても赤字で、4年間トータルしますと、約1億近くの赤字経営になってしまうため、減額ができないかという話の中で協議を進めてまいりまして、今回27年度つきましては、3,672万、消費税を含んで、3,400万の消費税分を減額するという形の中で、この減額をすることによって、収益的なところは非常に望むのは難しいかもしれませんけれど、赤字経営からは脱却できるのではないかという形の中で、この減額を双方協議の上、基本協定書の24条に基づいて、減額等することができるという形になっておりますので、それに基づいて今回は減額を出させていただいているものでございます。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

刀根議員。

〇議員 3番 刀根 正幸君

これ、私もこの契約関係といったところの部分でよくわからないんですけども、基本的には、 当初、これ入札しているはずなんですよね。その業者の中で、一番高く入れた方の業者で入った と。実際やったところでもうからなかったからということで、この契約の更新というのができる のかなといったところなんですね。その辺についてはできたら副町長のほうから、これはこうい う項目に基づいて、やむを得なくというみたいな、そんな実情がわからないと、いきなり議案と してボンとこう出てきたときに、なかなか私どもが判断しづらいんですよね。そういったところ で御説明をお願いしたいんですが。

〇議長 横尾 武志君

副町長。

〇副町長 鶴原 洋一君

このことについては、先ほど課長が言ったように非常に赤字が累積しておるというようなところで、検討を重ねてまいりました。契約書がありますが、その契約書に基づいた変更という形で今回減額について双方で了解に至ったということでございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

刀根議員。

〇議員 3番 刀根 正幸君

通常ですね、契約の減額をしていくとか、そういった場合は天災地変的に何らかのやむを得ない事情があるとか、ただ問題は今回この業者が本当に商戦的な部分というのかな。例えば、指定管理をすることによってお客さんが来てということで、これ、武雄市の図書館の部分で言いましたよね。一気にその辺を一つの赤字をなくしていったという事例もあるわけで。そうすると、その辺は業者の持つそのノウハウを使ってということで、実はやるんですよ。だけど、今回の部分はその業者にそのノウハウがなかったのかという意味合いがね。というのが実際問題に6,000万円入れたから入った。で、もうからない。じゃあそれを事情として減額するのが・・・・・・

〇議長 横尾 武志君

刀根議員。質疑やからね。今、課長が言われたように、契約書の中で検討できる、減額ができるような条文は私は見たことないけど、入っとるから、それを今説明したんで、これはあなたが言いよるのは、自分の考えで質疑ではありませんので、発言を禁止します。

ほかにございますか。田島議員。

〇議員 6番 田島 憲道君

確かマリンテラスは、去年の今ごろ、45日間、3月末までリニューアル工事をやっていましたよね。普通大体リニューアルオープンすると売り上げが3%、4%上がるような計算をして、1年の経営状況を考えたりするんですが、この効果というのはあったんでしょうか。

〇議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

〇地域づくり課長 松尾 徳昭君

リニューアルという形の中で、内部改修を1月の中旬から2月末までという形の中で行っております。中はきれいになりまして、料金的なところは上げました。そのかわり消費税も上がっております。なかなかその利用者が思ったように上がっていないという状況の中で、料金設定をまた変えたりとかという形の中での対策を打っているように考えております。26年度につきましても、なかなか収益が上がっていないという状況は、やはり解消はされていないという現状にあるかと思います。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

質疑をしてください。質疑をね。田島議員。

〇議員 6番 田島 憲道君

最近、サービスが落ちていますよね。お代も上がっているとかなんとか。いろいろ本当サービスが落ちているようなんで、付託される委員会で我々を納得できるようなものを、きっちりと、 しっかり出していただきたいと思います。質疑じゃなくてすみません。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

関連です。今事情をよく聞いて、よくわかるんですが、以前はこれを全員協議会で1回ないし 2回審議して、その収入が非常に減ったと。東海―――震災ですね、その関係とかで、そういう話があったわけで、それでも契約どおりしていただきたいというような、議会としてですね、全員協議会のほうでハッパかけて、皆さん方頑張ってこられた中で、1年以上経過する中でこういう赤字ということでですね、わかるんですが、これは今回、民生文教委員会でこのことについての事情等は話されたのか。ないしは全員協議会でそういうことの実情を話されてはいませんから、その中でこうやってポッとこう議案として今、刀根議員が言われたように出されると非常に面食らうわけですけど。それが1点ですね。委員会で話を十分された上でということがあったのかど

うかということと、これ5年契約でありますので、いつ契約して今度の5年目というのは更新するかしないかは、これ、いつになりましょうかね。その件について。

〇議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

〇地域づくり課長 松尾 徳昭君

協議内容の途中でしたので、まだ委員会のほうには正式に細かい今年度についての話はやはり しておりません。この指定管理につきましては27年度までの5年間という形で、今年度で終了 という形になります。以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第39号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第34、議案第40号についての質疑を許します。田島議員。

〇議員 6番 田島 憲道君

6ページを開けてもらえますか。繰入金。若干いろいろ変更があっているようですね。今年度からこれ。米飯委託の委託費繰入金。これが今年度480万から、これ160万減額になっています。

それと運営費等繰入金ですが、確か今年度は5,900万ですね。これが次年度1億ですね。 4,000万の増となっております。説明をお願いいたします。

〇議長 横尾 武志君

学校教育課長。

〇学校教育課長 岡本 正美君

この米飯委託の関係になりますが、この分につきましては、9月からですね、新センターのほうで炊飯施設を整備するということの中で、この委託の分はですね、1学期までの委託の関係になります。

運営費につきましては、契約関係を見直していくと。今まで調理、配膳とですね、搬送の分を 分けていましたが、今回町のほうでトラックを2台購入して、この搬送の分を含めて業務をする ということになります。その関係で運営費のこのあたりがですね、少し上がっているということ になります。

運営費の関係につきましては、それと新しい給食センターになったときに、今の磁器の食器が 使えないと。かごごと洗浄するということでですね、かごの分で洗えるための分を樹脂の容器に かえるということになりますので、その分が約二千数百万上がってくるということになります。 以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

田島議員。

〇議員 6番 田島 憲道君

米飯委託のほうは来年になるとこれがもうかからなくなるということが、今の答弁でちょっと わかった次第です。運営費については、これは今の契約は今の業者が引き続きされるんですか。

〇議長 横尾 武志君

学校教育課長。

〇学校教育課長 岡本 正美君

財政との協議の中でですね、運送については今の業者と話した中で、トラック2台で運ばないけないということになります。新たに車を購入して改良をしたときになかなか厳しいという答えをもらっています。そういった中でですね、現調理と配膳の業者にあと搬送を含めた分ができるかという話をさせてもらえましたら、「それはできる。」ということでしたので、契約の変更という形でしたいなというふうに思っています。

〇議長 横尾 武志君

田島議員。

〇議員 6番 田島 憲道君

業者はですね、何でもできると言いますよね。ここの業者、これまでいろいろちょっと問題が たくさん起きていますよ・・・・・・。

〇議長 横尾 武志君

田島議員。それ以上言うと、誘導質問になりますよ。質疑をしなさい。

〇議員 6番 田島 憲道君

付託される委員会でしっかりと調査していただきたいと思います。7人も最近やめております。 ここ1週間も1人やめています。1人は自衛隊の奥さんで、これは本当転勤です。あと6人はい ろいろな事情でやめていますよ。家庭崩壊しているところもあります。ここ1カ月以内にノロウ イルスも出していますよね。対応の方法でいろいろ問題があっています。廃棄処分、これも報告 されていません。異物混入もあっていますよ。これ、しっかり委員会で調査していただきたいと 思います。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第40号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第35、議案第41号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第41号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第36、議案第42号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第42号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第37、議案第43号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第43号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第38、議案第44号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第44号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第39、請願第1号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第1号についての質疑を打ち切ります。

〇議長 横尾 武志君

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第10号から日程第39、請願第1号の各議案については、別 紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

追加日程第1. 今井保利議員の議員辞職許可について

〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、今井議員から、議員の辞職願が提出されています。

お諮りします。今井保利議員の議員辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として、 議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、今井保利議員の議員辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、今井保利議員の議員辞職許可についてを議題とします。今井議員は、地方自治 法第117条の規定により除斥となりますので、今井議員の退場を求めます。

[9番 今井 保利君 退場]

〇議長 横尾 武志君

それでは、書記に辞職願の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

〇議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。今井保利議員の議員の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、今井保利議員の議員の辞職を許可することに決定しました。今井議員の入場を求めます。

[9番 今井 保利君 入場]

〇議長 横尾 武志君

ここで、今井議員から発言の申し出があっていますので、これを許可いたします。今井議員。

〇議員 9番 今井 保利君

ただいま私の一身上の都合によりまして、今回議員を辞職することになりました。 3 期、1 2 年間議員の皆様、そして執行部の皆様には大変いろいろお世話になりましてありがとうございました。今後も一町民としてしっかり頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

(拍 手)

〇議長 横尾 武志君

今井議員、お疲れさまでした。

〇議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、この後、自治功労者表彰の写真撮影を行いますので、受章者は演壇前にお集まりください。

午後 12 時 15 分散会